

岡山大学グローバル人材育成院長

木村 邦生 殿

語学研修・短期海外研修誓約書

私は、岡山大学グローバル人材育成院が主催する語学研修・短期海外研修（以下、「研修」という。）への参加にあたり、要項に記載されている事項をすべて了解し、参加者個人の自覚と責任において、安全と健康に十分に注意を払うとともに、以下の事項を守ることを誓約します。

なお、誓約事項に反した場合は、参加資格の取り消しや、岡山大学（以下、「本学」という。）からの支援を中止されたとしても異議の申し立てはしません。

(研修参加について)

1. 正当な理由なく、研修への参加を辞退しないこと。
2. 研修に係る所定の経費を定められた期日までに支払うこと。
3. 事前に行われるガイダンス等（複数回あり）を全て受講すること。授業などでやむを得ず欠席する場合には、その理由を国際部留学交流課に事前に連絡すること。欠席の理由が認められない場合や、無断でガイダンス等を欠席した場合は、研修への参加が取り消されることを了承すること。この場合に発生するキャンセル料などは参加者本人の負担であること。
4. 研修中は、本学及び派遣先機関が定めるプログラム内容・日程・その他指示事項（居住先等）に従うこと。
5. 研修の趣旨を十分に理解し、派遣先機関での学業に精力的に取り組むこと。本学は派遣先機関に対して、成績等の問合せを行うことがあることを了解し、また、研修期間中又は研修期間終了後に、本学から要請を受けたときは、派遣先機関での学業成績を本学グローバル人材育成院に速やかに通知すること。
6. 研修中に学業成績や参加姿勢に問題があり、本学より途中帰国が適当であると判断された場合にはこれに従うこと。
7. 居住先がホームステイの場合、ホストファミリーとの十分なコミュニケーションを図り、双方に快適な状況を形成するよう最大限努めること。
8. 渡航期間中は、日本国及び滞在国（地域）の法令、派遣先機関の規則を遵守し、本学の学生として責任ある行動をとること。滞在国（地域）で合法とされることであっても、日本国で違法となる場合には、日本国の法令に従うこと（飲酒、薬物等）。
9. 帰国後に行われる報告会に参加すること。
10. 帰国後、本学が主催する研修説明会等の開催に際して、研修体験談のスピーカーなどとして出席を要請したときは、積極的に協力すること。
11. 帰国後、研修先にて撮影した写真や研修体験談などを、本学が作成する海外研修案内、海外研修体験記などの冊子に掲載する要請を受けたときは、積極的に協力すること。
12. 帰国後、発熱や咳、下痢、具合が悪いなど体調に不安がある場合は、速やかにグローバル人材育成院まで連絡すること。

(危機管理について)

13. 研修に際し、出国から帰国までを保険期間とする本学指定の海外旅行保険に加入すること。
14. 研修に際し、たびレジ（外務省海外旅行登録）に登録すること。
15. 研修に際し、派遣留学支援・海外渡航登録システムにより留学渡航届（出国届）を提出すること。
16. 研修参加学生は、自らの責任において健康管理に努め、持病等、治療中の傷病がある場合、出発前に医師の診断、指導を仰ぎ、必要に応じ、研修担当教員と事前に相談すること。
17. 渡航にあたって感染症予防接種、マラリヤ予防薬等の処方・服用、または防虫薬の携行が求められる研修に参加する場合は、当該研修担当教員の指示及び医師の指導に従うこと。

18. 研修中は、緊急連絡用として、国際通話が可能な電子通信機器（携帯電話等）を常時所持すること。
19. 渡航後は速やかに派遣留学支援・海外渡航登録システムにより留学渡航届（到着届）を提出すること。
20. 研修中は、派遣先機関が定める居住先に滞在すること。
21. 研修先において研修参加学生のみで州または国を越えて移動または宿泊を伴う旅行を希望する場合は、事前に本学グローバル人材育成院の研修担当教員、研修先の受入大学の担当者、保護者、ホームステイ先のホストファミリー（ホームステイの場合）の許可を得た上で派遣留学支援・海外渡航登録システムにより留学渡航届（留学中の移動届）を提出すること。
22. 渡航期間中は車両（自転車を除く）の運転をしないこと。
23. 派遣先機関が所属する国（地域）の気象状況、治安状況等によって、本学が研修の中止、延期又は帰国勧告を決定することがあり、その際には本学の指示に速やかに従うこと。（その際に発生するキャンセル料などの追加経費は、本学指定の海外旅行保険により補償されることがある。）
24. 研修参加学生が被った人的若しくは物的損害又は研修参加学生が与えた人的若しくは物的損害が次の（1）～（5）にあたる場合は、本学はその賠償責任を負わないことを了承し、本学の責任を問わないこと。
 - （1）天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規制、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
 - （2）研修参加学生の法令又は公序良俗に反する行為により生じた損害
 - （3）研修参加学生の故意又は過失により生じた損害
 - （4）参加研修の趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害
 - （5）研修参加学生の個人的問題から生じた損害
25. 帰国後は速やかに派遣留学支援・海外渡航登録システムにより留学渡航届（帰国完了届）を提出すること。

研修校（プログラム名）： _____

国名： _____

学部・研究科名： _____

学生番号： _____

学生氏名（直筆）： _____

署名日：西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

保証人氏名（直筆）： _____ 学生との続柄 _____

署名日：西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日